

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 14 号

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例

新潟市職員定数条例（昭和 25 年新潟市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「1, 200 人」を「1, 250 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。